

親子交流支援におけるルール

一般社団法人 共に咲く花の会

1、はじめに

親子交流の支援では、お子さんが安心して親子交流できるよう支援します。このルールは、親子交流を実施するにあたり、守るべき事項や必要な考え方、心構え、注意すべき事項を示すものです。親子交流支援を始める前だけでなく、支援を受けている期間も必要に応じてご確認ください、お子さんの福祉に合う親子交流をお互いの協力のもとに作り上げましょう。

2、親子交流支援を受ける条件

①利用者は当法人の主旨を理解し賛同の上、次の条件を満たすこと。

1. 利用会員であること。
2. 当法人と支援の契約を結ぶこと。
3. 規約を読み、同意すること。
4. 父母間、またその関係者間の紛争の解決でなく、お子さんの成長・発達および人格形成に寄与するため、親子交流などのお子さんの権利に向けて努力すること。
5. 支援員と都度連携を取りながら平和的に協議すること。
6. 当法人に対し、料金の未納がないこと。

②親子交流支援（付き添い・連絡調整・受け渡し）の利用者は次の要件を満たすこと。

1. 親子交流にかかる連絡調整業務・受け渡し業務・付き添い業務を委任すること。
2. 支援について、父母ともに同意をしていること。
3. 支援員と必要な面談を行い、平和的に協議すること。

3、親子交流支援の種類

1. 相談業務…お子さんおよびその両親や関係者からの相談、また、広く一般からの相談や説明などのコンサルテーションなども含みます。直接会っての面談だけでなく、電話、メール、オンライン会議システム、ライン、メッセージャーなどのあらゆる媒体を使った面談、また受理面談も含みます
2. 親子交流支援…お子さんが面会親と円滑な親子交流が行われるよう援助する支援を指します。大きく、次の3つに分けられます。

1. 付き添い支援…親子交流をしている間、お子さんが安心安全に交流できるよう、付き添い見守る支援
2. 受け渡し支援…親子交流をするにあたって、同居親のもとから面会親のもとに、また終了後は面会親のもとから同居親のもとに、お子さんを安全かつ円満に受け渡す支援
3. 連絡調整支援…親子交流をする場所や日時等の調整をする支援、または両親間のやりとりを見守ったり助言をおこなったりする支援

4、親子交流の支援料

1. 支援料及びそれに準ずる費用を別表1、その他費用を別表2の通り定めます。
2. 別表1および2に表記されていないメニューについては、別途相談し、提示します。
3. 支援にかかる費用は、あらかじめどちらに請求をするか（または負担割合）を決定してから支援を開始します。
4. 支援料は支援終了翌月15日までに、振り込みにてお支払いいただく事を原則とします。
5. 交通費などの複雑な計算がある場合は、支援前に費用計算書を作成し利用者にお渡しします。

5、面談・親子交流においての心構え

- ①親子交流をスムーズに行うために最も大切なことはご両親の理解と協力です。親子交流は親のためではありません。お子さんが心身共に健やかに成長するためであることを忘れないでください。
- ②『共同養育』『平行（並行）養育』という言葉の通り、離婚・別居した夫婦が、お子さんを育てていくための『新しい関係』を築き上げる努力をしましょう。

6、親子交流の位置づけ

- ①当法人では、親子交流をお子さんの権利の一つと捉えます。
- ②養育費を『親子交流の報酬』という考え方はとりません。親子交流と養育費はどちらも大切なお子さんの権利ですが、それぞれが独立したものです。支払状況によって親子交流の時期を変更したり、養育費の額と親子交流の頻度や回数を連動して考えたりするのはやめましょう。また、不平や不満をお子さんに伝えるのもやめましょう。

- ③主人公はお子さんです。夫婦の葛藤とお子さんの権利、大人の気持ちとお子さんの気持ちは別である事を認識し、別居や離婚に至った経緯や今に至る過程を親子交流支援に持ち込むのはやめましょう。

7、親子交流支援では、以下のことは行えません。

- ①親子交流の調整以外のことはできません。

例 養育費の支払い督促や遅延通知など

- ②裁判所ではありません。

もう一方の親の行動の正当性や是非を判断したり、言動にジャッジを下したりすることはできません。

3. 弁護士、調停員ではありません。

弁護士法第72条により、利用者間の交渉ごとの仲裁に入ることはできませんので、交渉や、親子交流の調整以外の仲介が必要になった場合は、弁護士や裁判所の調停などを通じて話し合いを行って下さい。

参考：弁護士法第72条

（法律事務の取り扱いに関する取り締まり）

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

8、ご利用のルール

親子交流がお子さんの福祉に合うため、ご両親に守っていただくルールです。

1. 親子交流は面会親だけでなくお子さんも楽しみにしています。予定の変更やキャンセルはなるべく避け、やむを得ず避けられない事情がある場合は、それが判明した時点で必ず担当支援員にご連絡ください。
2. 精神衛生上の不安（またはその疑い）がある人は、医師または専門家に受診し、許可を得てから支援を受けて下さい。
3. お子さん、次の親子交流の予定やその他交流（行事への参加など）の話をする場合は、決してその場で約束をせず、同居親、面会親双方と相談してから決める事を伝えて下さい。
4. 約束の時間はお互いに守るよう努めてください。

5. ご両親同士がお互いの存在を認め肯定することで、お子さん自身の自己肯定感が高まると言われています。もう一方の親の悪口を言ったり、当法人を非難したりする事はおやめください。お子さんが両親や支援員に対し信頼をなくしてしまうと、親子交流支援がうまくいきません。
6. 親子交流のプランは事前に双方の合意を得たものとし、急なプラン変更はおやめください。トラブルなどのやむを得ない場合は、速やかに支援員に連絡をし、指示に従ってください。
7. 利用者と支援員は、都度連携を取りながら平和的に協議し、より良い親子交流が出来るよう、友好な関係を築く事に努めて下さい。
8. お子さん自身が望んでいないことを、無意識に言ったり行ったりさせることがないように、配慮してください。
9. 困っていることや不安な事、またお子さんの様子などでご心配な事があれば、いつでも支援員がお聴きします。一人で抱え込まず、お気軽にご相談下さい。

9、同居親にお願い

- ①同居親は親子交流時、お子さんに笑顔で「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」と、普段通り笑顔で接するよう努めてください。また親子交流終了後、お子さん達自身が自分から親子交流の事をいつでも話せるよう、『温かく聴く姿勢』を心がけてください。
- ②親子交流の日を心待ちにしているお子さん達の気持ちを大切にして下さい。「あと○日だね」と一緒にカレンダーに○をつける、またシールを貼るなどの工夫をすることで、お子さん達にとっての親子交流に対する罪悪感がなくなります
- ③親子交流の話になると不機嫌になる、無視をするなどといった態度や言動があると、お子さんたちはどうしていいかわからなくなります。意識、無意識的にかかわらず、お子さんたちが心から楽しめるようご協力ください
- ④親子交流中は、携帯電話などで常に連絡を取れる状態にしておいてください

10、面会親にお願い

- ①父母間の合意なしに「今度一緒に遊びに行こう」「家において」「(祖父母等の)家に行こう」などと誘う行為はおやめください。
- ②約束の時間を守り、気持ち良く親子交流が行われるよう努めて下さい。特に親子交流終了の時間になってもお子さんの姿が確認出来ないと、同居親や支援員からの信頼を失い、次の親子交流に差し障る恐れがあります。くれぐれもご注意下さい
- ③親子交流中は常にお子さんから目を離さず、危機管理に努めてください。
- ④短時間でも、車中にお子さんだけを残して車から離れる行為はおやめください。また、お子さんを乗せて運転する場合は、交通ルールを順守してください

- ⑤暑い日の親子交流は、日陰で休憩をとり水分を十分に与えるなどして、熱中症に留意してください

11、禁止事項

本支援の利用において、以下の各行為を禁止します。禁止行為を行った場合、場合によっては即座に支援を中止します。

1. お子さんに惑わすような事を伝える行為。
 - ・お父さん（お母さん）と一緒に暮らそう。
 - ・お父さん（お母さん）と暮らした方が楽しいよ。
 - ・お父さんとお母さんはまた一緒に暮らそうと考えているんだ。
2. 両親の葛藤の中にお子さんを巻き込む行為。
 - ㊦お子さんに相手方やその親族の事を悪く言う行為。
 - ・誰のせいでこんな状況になったか知っているか。
 - ・今、一緒に住めないのはお母さん（お父さん）のせいだ。
 - ・養育費が少なすぎる（多すぎる）。
 - ・会える頻度が少ない（多い）。時間が短い（長い）。
 - ㊧お子さんを伝言板のように利用しようとする行為。
 - ・親子交流日（親子交流時間）を増やす、または減らすように言って欲しい。
 - ・養育費がいつ払い込まれるか聞いてきて欲しい。
 - ・復縁したいと伝えて欲しい。
 - ・もう一度一緒に住もうと言って欲しい。
 - ㊨お子さんを通した養育費の値上げ、または値下げ交渉。
 - ・生活が苦しいから養育費を上げて、または下げて欲しい。
 - ・〇〇を買うのにお金がないって言いなさい。
- (3) お子さん達の前で当法人に対し否定的な事を言う行為。
 - ・お父さん（お母さん）となかなか会えないのは、支援員のせいだ。
- (4) お子さんが望んでいない事を言わせる行為。
 - ・お父さん（お母さん）に本当は会いたくないでしょ、そう言いなさい。
- (5) 虐待行為（心理的虐待を含む）。
 - ・大小に限らず、一切の暴力。
 - ・お子さんの人格を否定したり無視をしたりするような言動は虐待に含みます。
- (6) 面会親自身に対し、必要以上に関心を向けさせようとする行為。
 - ・お父さん（お母さん）はさみしいと訴える。
 - ・自分だけ独りぼっちだと伝える。
 - ・お父さん（お母さん）がこのまま死んでもいいと思うか聞く。

- ・もうお父さん（お母さん）なんかいなくてもいいと思っているのか、などと聞く。
- （７）相手方の生活状況を探るような行為。
- ・お父さん（お母さん）に交際相手はいるのか、などと聞く。
 - ・どこに住んでいるか、どこで仕事をしているのか、などと聞く。
- （８）付き添い支援の場合、支援員の目の届く範囲以外の場所に連れていく行為。
- （９）連絡が取れない場所への移動や、携帯の電源を切るなどの行為。
- （１０）同居親の同意がないまま、散髪や入れ墨、ピアスなどといった身体的な変化をさせる行為。
- （１１）支援員と連携がとれないと思われる行為。
- （１２）同居親の許可なしに２００円以上の物品を与える行為。（お祝いごとや誕生日、クリスマスのプレゼントについては、都度、担当支援員にご相談下さい。）
- （１３）親子交流中に支援員に聞こえないような方法、内緒話、または支援員に理解できない言語で会話をする行為。
- （１４）親子交流で撮影した写真や動画を SNS やインターネットに投稿する行為。
- （１５）飲酒、喫煙、大麻、麻薬、シンナー、危険ドラッグ、またそれらに類似する行為。
- （１６）犯罪行為、犯罪に加担させる行為、またはそれに結びつく行為。
- （１７）本支援の提供に支障をきたす恐れのある行為、及びその他当法人が不相当と判断した行為。

◆規約適用日

２０２３年４月３日

２０２５年４月１日改定